

愛老園ホームヘルパーステーション 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三友会が開設する愛老園ホームヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下「要支援者等」という。)に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をいう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 愛老園ホームヘルパーステーション
- 二 所在地 伊勢崎市太田町686

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上(常勤兼務)
- 三 訪問介護員等 介護福祉士3名以上(兼務)
訪問介護員等は、介護予防訪問型サービス事業の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(常勤)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間
 - ・月曜日から金曜日は、午前7時から午後10時までとする
 - ・土曜日は、午前7時から午後8時までとする。
 - ・日曜日は、午前8時半から午後5時半までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防訪問型サービスの内容)

第6条 介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(利用料等)

第7条 利用料金等については、別表のとおりとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第10条 事業所は虐待または虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修実施。
- 二 事業所が整備した虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

(感染症予防およびまん延の防止のための措置)

第11条 事業所は感染症の発生及び蔓延等の防止に関する取り組みの徹底を図るため、

次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 感染症対策に関する委員会の開催。
- 二 感染症対策に関する指針の整備。
- 三 感染症対策に関する研修の実施、及び訓練（シュミレーション）の実施。

（事故の発生防止と再発を防止するための措置）

第12条 事業所は、事故発生の防止と発生時の適切な対応、および事故の再発防止を図るため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故発生防止（安全対策）に関する指針の整備。
- 二 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
- 三 事故発生防止（安全対策）のための委員会、及び従業者に対する研修を定期的に開催する。
- 四 以上各号の措置を適切に実施するため、事故発生防止（安全対策）の担当者を配置するとともに、委員会の活動を通して組織的に事故発生防止（安全対策）を実施する体制を整備する。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な在宅サービスが継続的に提供できるよう、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 業務継続計画を策定する
- 二 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 三 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行う。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第14条 事業所は、ハラスメント対策を強化し適切な在宅サービスの提供を確保するために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等。
- 二 利用者や家族等からのハラスメント（カスタマーハラスメント）を防止するための方針の明確化等。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 月1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず行う身体拘束等については、利用者又は代理人の同意を得るものとする。又その際には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、利用者の人権擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成24年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成26年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成27年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成30年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成31年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は、令和3年 4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は、令和6年 4月1日から施行する。